青森県報

第三千五百九十一号

平成二十四年九月十四日（金曜日）

目次

告示

○障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……（障害福祉課）…一
○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……（同）…一
○都市計画事業の認可……（都市計画課）…二

公告

○平成二十三年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表……（財産管理課）…二
○青森県環境放射線監視テレメータシステム有線通信サービス提供業務に係る一般競争入札……（原子力安全対策課）…二
○都市計画の変更案の縦覧……（都市計画課）…四
○建設業者の許可の取消し……（東青地域県民局）…四
○右同……（同）…四
○右同……（三八地域県民局）…五
○右同……（同）…五
○右同……（同）…五

人事委員会

○平成二十四年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告……（職員課）…五

告示

青森県告示第六百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三村申吾

名称	所在地	指定年月日
すずらん調剤薬局沖館店	青森市沖館三丁目一の一八	平成二四・九・三

青森県告示第六百七十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三村申吾

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	放課後等デイサービス	清岳園いっぽ	三戸郡南部町大字下名久井字高森五七の一一	平成二四・九・一

青森県告示第六百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、浪岡都市計画公園事業を平成二十四年九月四日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　施行者の名称

青森市

二　都市計画事業の種類

浪岡都市計画公園事業（四・五・二号　西山公園）

三　事業施行期間

平成二十四年九月十四日から平成二十七年三月三十一日まで

四　事業地

１　収用の部分

青森県青森市浪岡大字女鹿沢字野尻及び大字杉沢字山元地内

２　使用の部分

なし

公　告

平成二十三年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人都道府県会館から平成二十三年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　建物共済事業

分担金その他収入	一、三八八、五五〇、一二三　円
災害共済金、経費その他支出	五三八、六四三、六九五　円
正味財産	一、七一三、四八六、三一七　円

二　機械損害共済事業

分担金その他収入	七八五、五一一、四八八　円
災害共済金、経費その他支出	一六七、〇三三、九三〇　円
正味財産	六九〇、八六一、五七五　円

青森県環境放射線監視テレメータシステム有線通信サービス提供業務に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　一般競争入札に付する事項

１　業務名　青森県環境放射線監視テレメータシステム有線通信サービス提供業務

２　業務内容　入札説明書による。

二　契約期間

契約日から平成二十五年三月三十一日までとする。

なお、契約のいずれかの当事者が、その相手方の当事者に対して書面をもって契約満了の二週間前までに、契約を終了する旨の別段の意思表示を行わない場合、本契約は契約期間満了の日の翌日から更に一年間延長され、本契約書に記載のある全条項が有効に存続するものとし、以降も同様とする。

三　入札に参加する者に必要な資格

１　地方自治法施行令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。

２　青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下、「財務規則」という。）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

３　平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加

資格）の一の規定により役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつＡ等級に格付けされた者であること。
４　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録電気通信事業者であること。
５　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。
６　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

四　資格の審査等
１　入札に参加しようとする者は、あらかじめ、三に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。
２　提出部数　一部
３　提出期限等
㈠　入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成二十四年九月二十一日午後五時までに青森県環境生活部原子力安全対策課長に提出しなければならない。郵送により申請書等を提出する場合は、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到着するよう郵送すること。また、申請書及び関係書類の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
㈡　㈠の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
㈢　㈠の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

五　入札説明書の交付等
入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目一の一
青森県環境生活部原子力安全対策課安全対策グループ
電話　〇一七―七三四―九二五三

六　入開札の日時及び場所
１　日時
平成二十四年九月二十八日　午後一時三十分
２　場所
青森市長島一丁目一の一
青森県庁　北棟二階Ｃ会議室

七　入札執行回数
原則として二回を限度とする。

八　入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金及び契約保証金は免除する。

九　落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十　契約の締結
１　財務規則第百五十一条の規定により、落札決定の日から七日以内に契約を締結する。ただし、落札者からの申し出により契約締結の延期の承認を与えたときは、この限りでない。
２　落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が三に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一　入札条件
財務規則に定める入札者心得書及び入札説明書に定める事項を遵守すること。

十二　入札書記載金額
１　入札書には通信サービス使用料の一か月分を記載すること。
２　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
３　入札金額の内訳を明らかにした内訳書（通信サービスの提供場所毎の使用料の月額等を示したもの）を入札書に添えて提出すること。

十三　その他
１　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
２　入札の無効　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚

偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3　契約書作成の要否　要

4　その他　詳細は、入札説明書による。

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、八戸都市計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり八戸都市計画臨港地区に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　都市計画の種類

八戸都市計画臨港地区に関する都市計画

二　都市計画の変更に係る土地の区域

1　除かれる土地の区域

なし

2　追加される土地の区域

八戸市沼館四丁目地内

三　縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、八戸市都市整備部都市政策課

四　縦覧期間

平成二十四年九月十八日から同年十月一日まで

五　縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　創青建設株式会社

二　代表者の氏名　下池　重義

三　主たる営業所の所在地　青森市新田三丁目一一の八

四　許可番号　青森県知事許可（般—二三）第一〇〇三一七号

五　取消年月日　平成二十四年八月七日

六　取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

平成二十四年七月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　株式会社鈴木建設

二　代表者の氏名　鈴木　元就

三　主たる営業所の所在地　東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国岩井一七七の一

四　許可番号　青森県知事許可（般—一九）第五二七七号

五　取消年月日　平成二十四年八月七日

六　取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七　取消しの原因となった事実

平成二十四年七月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　有限会社協和断熱防水工業
二　代表者の氏名　寺沢　奈美子
三　主たる営業所の所在地　八戸市新井田西一丁目二〇の二
四　許可番号　青森県知事許可（般―一九）第三〇〇三四五号
五　取消年月日　平成二十四年八月八日
六　取消しに係る建設業の許可
　とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十四年七月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　沼建設
二　氏名　沼　清純
三　主たる営業所の所在地　三戸郡階上町大字道仏字榊山一一の一七八
四　許可番号　青森県知事許可（般―二二）第一六八八二号
五　取消年月日　平成二十四年八月十六日
六　取消しに係る建設業の許可
　石、鋼構造物、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十四年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年九月十四日

青森県知事　三　村　申　吾

一　商号又は名称　宮川工業株式会社
二　代表者の氏名　宮川　滿昭
三　主たる営業所の所在地　三戸郡南部町大字沖田面字南古舘一の四
四　許可番号　青森県知事許可（般―一九）第一四七〇九号
五　取消年月日　平成二十四年八月十七日
六　取消しに係る建設業の許可
　建築、管、造園工事業に係る一般建設業の許可
七　取消しの原因となった事実
　平成二十四年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人事委員会

平成24年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験公告

平成24年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験を次のとおり実施するので、公告する。

平成24年９月14日

青森県人事委員会委員長　　佐　々　木　　忠　　一

1　試験の種類及び程度

(1)　種類　身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験

(2)　程度　高校卒業程度

2　試験職種、採用予定人員及び職務の内容

受験者は、「一般事務」及び「教育事務」の２職種のうち第２志望まで選択することができる。

試験職種	採用予定人員	職　務　の　内　容
一般事務	１人程度	知事部局の本庁又は出先機関において一般事務に従事する。
教育事務	１人程度	県立学校若しくは市町村立の小・中学校又は教育行政機関において一般事務に従事する。

※　市町村立の小・中学校に配属になったときは、当該市町村の職員の身分で勤務することになる。

3　受験資格

(1)　次のすべての要件を満たす者

①　昭和58年４月２日から平成７年４月１日までに生まれた者

②　身体障害者手帳の交付を受けている者

③　自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者

④　活字印刷文又は点字による出題に対応できる者

(2)　次のいずれかに該当する者は受験できない。

①　日本の国籍を有しない者

②　地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者

ア　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ　青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

エ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　試験の日時、場所及び合格発表

試　験	試　験　日（開始時刻）	試　験　会　場	合格発表：発　表　日	合格発表：発　表　方　法
第１次試　験	11月11日（日）（午前９時30分）	青森県総合社会教育センター	11月16日㈮（予定）	受験者全員に合否を書面で通知するほか、合格者の受験番号を青森県庁及び県内各地域県民局等の掲示板に掲示する。 また、青森県職員採用案内のホームページ上にも合格者の受験番号を掲示する。 （http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html）
第２次試　験	11月下旬	青森県庁舎内	12月上旬	

5　試験種目及び内容

試　験	種　目	内　容
第１次試　験	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五枝択一式による筆記試験を行う。（40題、２時間） （出題分野：社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）
第２次試　験	作文試験	一般的課題により文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述試験を行う。（800字以内、１時間） （内容（論理性・思考力）、表現・国語力等を評価）

	面接試験	人物について、個別面接により試験を行う。（積極性、協調性、堅実性、表現・態度等を評価）

なお、点字による受験の場合は、試験時間が一部異なる。

6　配点の基準

第１次試験		第２次試験			合　計
教養試験	計	作文試験	面接試験	計	
100	100	40	150	190	290

7　最終合格者の決定方法

最終合格者は、第１次試験及び第２次試験の総合得点による順位で決定する。

8　受験の手続及び受付期間

⑴　試験案内（受験申込書）の入手方法

配布場所で入手する場合	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域県民局地域連携部、各地域県民局地域健康福祉部、西北地域県民局地域農林水産部（鰺ケ沢庁舎）、青森県東京事務所、本県の各県外情報センターで配布する。
郵送で請求する場合	封筒の表に「採用選考試験案内請求」と朱書し、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形２号）を同封の上、当人事委員会事務局に請求すること。
ダウンロードする場合	青森県職員採用案内のホームページからダウンロードができる。

⑵　受験申込方法及び受付期間

①　持参又は郵送により申し込む場合

受験申込方法	直接持参する場合	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、また、所定の方法により作成した受験票には、住所・氏名を明記の上、これらを当人事委員会事務局に提出すること。
	郵送する場合	封筒の表に「採用選考試験申込」と朱書し、直接持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で当人事委員会事務局に郵送すること。
受付期間	９月24日（月）から10月12日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。 受付時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。 郵送の場合は、10月12日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。	
受験票の交付	受験票は、10月19日（金）に発送する。 なお、10月26日（金）までに返送されない場合は、速やかに当人事委員会事務局まで連絡すること。	

②　インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	青森県職員採用案内のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。 なお、具体的な手続方法については、青森県職員採用案内のホームページで確認すること。
受付期間	９月24日（月）午前８時30分から10月５日（金）午後５時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	10月19日（金）に青森県職員採用案内のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、第１次試験前日までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注　①、②いずれの場合も、申込受付期間終了後の試験職種又は志望順位の変更は認めない。

９　採用予定日
　平成25年４月１日

10　試験結果の開示
　この採用試験の結果は、青森県個人情報保護条例第２０条第１項の規定により、口頭で開示を請求することができる。
　開示を希望する場合、受験者本人又はその法定代理人が次表に掲げる書類を持参の上、当人事委員会事務局へ直接請求すること。ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。
　受付時間は、午前８時30分から午後５時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から１月３日までの期間は、受け付けない。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第１次試験不合格者	第１次試験の試験種目別得点（総合得点）及び順位	第１次試験合格発表の日から１月間	青森県人事委員会事務局
第２次試験受験者	第１次試験の試験種目別得点（総合得点）及び順位、第２次試験の試験種目別得点並びに最終総合得点及び最終順位	最終合格発表の日から１月間	

［受験者本人が請求する場合に必要な書類］
　受験票又は本人であることを証明する書類（身体障害者手帳、運転免許証、学生証、旅券等）
［受験者の法定代理人が請求する場合に必要な書類］
　受験者本人の受験票及び法定代理人に係る本人であることを証明する書類（法定代理人自身の運転免許証、旅券等）並びに受験者の法定代理人であることを証明する書類（戸籍謄本又は抄本等）

　また、希望者には、郵送により試験結果を通知するので、希望する場合は、第１次試験当日に、80円切手を貼ったあて先明記の通知用封筒（長形３号）を持参すること。

11　初任給その他の給与
　初任給は、135,600円程度（平成24年４月採用の高校新卒者の場合）であり、６月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青　森　県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚ニ付十五円一銭